記者発表資料

平成30年　1月　9日
国土交通省　東北地方整備局
仙台河川国道事務所

道路協力団体指定証伝達式を開催

－民間団体等による道路管理の充実を目的とした制度で、
東北地方整備局の指定は初めて－

平成２９年１２月２２日付けで、道路協力団体として、＜おんべこ塾＞が指定されましたので、指定証の伝達式を行います。

＜伝達式概要＞

１　日　　時	平成３０年　１月１１日（木）１１時３０分～	
２　場　　所	仙台河川国道事務所 宮城県仙台市太白区あすと長町四丁目１－６０	
３　指定団体	おんべこ塾　　１団体	【別紙１】
４　業務区間	国道１０８号 宮城県遠田郡美里町牛飼地先～北浦地先	

注）　道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成２８年４月に創設されました。制度の概要については、【別紙２】をご覧下さい。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧下さい。
http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html

＜発表記者会＞宮城県政記者会・東北電力記者会・東北専門記者会
古川記者クラブ

＜問い合わせ先＞

国土交通省　東北地方整備局　仙台河川国道事務所
TEL　０２２－２４８－４１３１

副所長（管理担当）　中村（なかむら）　幹男（みきお）　（内線　２０６）
道路管理第一課長　　佐藤（さとう）　慎也（しんや）　（内線　４３１）

道路協力団体活動概要（東北地方整備局仙台河川国道事務所管内）

別紙1

法人等の名称：おんべこ塾（平成29年11月22日申請）
指定区間：国道108号 27.189kp～27.779kp（宮城県遠田郡美里町牛飼地内）
　　：国道108号 28.410kp～29.105kp（宮城県遠田郡美里町北浦地内）
延　　長：同区間内で約1.3km
業務内容：
　（1号業務）道路清掃、除草・花壇管理
　（2号業務）道路区域内での物販







①：除草



①：植栽管理



②：道路区域内での物販

【団体の概要、業務内容】

おんべこ塾は、平成9年に設立され、16名で構成されているほか、花壇（華ロード）の管理には、23団体が参加している。道路のごみ拾い・除草や花壇整備・管理を実施。道路区域での物販等による収益により道路の維持・管理を充実。

平成28年4月より

別紙2

『道路協力団体制度』が創設されました。

1．道路協力団体制度とは？

●道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。

●道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2．制度の特徴

●業務を行うにあたり３．②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。

●道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3．道路協力団体の業務内容（道路法第48条の21）

① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事）

② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。　※道路法施行規則第４条の２０

1） 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊）

2）トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
（例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場）

3）道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
（例：シェアサイクル施設）

4）広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
（例：掲示板）

5）標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
（例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯）

6）食事施設、購買施設等
（例：オープンカフェ、マルシェ）

7）道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
（例：道路に関連したイベント開催に要する機材）

③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）

④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
（例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査）

⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
（例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催）

⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4．指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。

申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

